

令和4年12月21日

保護者様

新潟市教育委員会

### 「感染症診断通知書」の変更について

これまで、市立学校園において、お子様がインフルエンザに罹患した場合、再登校園にあたり、医師が発行する「感染症診断通知書」の提出をお願いしていました。

しかし、証明書発行のため医療機関を再受診することにより、各種感染症に感染するリスクや医療ひっ迫につながる可能性等を考慮し、文部科学省や厚生労働省の通知に従い、当面の間、インフルエンザの「感染症診断通知書」の提出を不要とすることにしました。

今後、インフルエンザに罹患した場合は、新型コロナウイルス感染症と同様に、「療養解除届（インフルエンザ用）」を保護者が記入し、再登校の際に提出して頂くこととなります。新型コロナウイルス感染症やその他の感染症については以下の表の通りです。再登校の際に提出してください。

病名	記入者	様式	その他
インフルエンザ	保護者が記入	別紙1	季節性インフルエンザは子どもの重症例もあることから、療養期間を経て登校するに当たり再度受診が必要かどうかは、医師の指示に従ってください。
新型コロナウイルス感染症		別紙2	今までは再登校後にお渡ししていましたが、今後は、本日お配りした用紙（別紙2）に記入し再登校の時に持たせてください。
その他の感染症	医師が記入	別紙3	医師に記入してもらった用紙（別紙3）を再登校の際に持たせてください。

※別紙1～3は、本日、配付したものをお使いください。

ホームページからも印刷可能です。